

件名	松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	総務課
関係課	
改正対象	松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和54年松前町規則第19号)
根拠法令等	① 地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第49号) ② 地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第92号)
制定(改正)理由	地方公務員災害補償法施行規則の改正内容に合わせ、所要の改正を行う。
制定(改正)の主な内容	① 別表第1(第2条の2関係)、7がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病に、「オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん」を追加する。 ② 別表第1(第2条の2関係)、4化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病(3)中、「うるし」の次に、「テレピン油」を加える。7がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病に、「ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん」、「1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん」、「ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん」を追加し、(3)及び(4)の漢数字をアラビア数字に訂正する。 ③ 別表第1(第2条の2関係)、2物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病(13)中、「(1)から(12)まで」を「前各号」に、3身体に過度の負担のかかる作業様態の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病(5)中、「(1)から(4)まで」を「前各号」に、4化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病(9)中、「(1)から(8)まで」を「前各号」に、6細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病(5)中、「(1)から(4)まで」を「前各号」に、7がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病(12)中、「(1)から(11)まで」を「前各号」に、10の「前各号」を「前各項」に改正する。
施行日	公布の日
【その他参考事項】	

